保育所等整備費の算出方法について（改築）

1 資金計画について

1　就学前教育・保育施設整備交付金(以下「交付金」という。)の対象経費について

(1) 本体工事費

施設の整備に必要な工事請負費（土地購入又は整地に要する費用、既存建物の購入(例外あり)、職員の宿舎、その他施設整備費として適当と認められない費用を除く。）です。

注　権利金的な工種（上下水道及び電話の加入金)、ロードヒーティングの設置工事、外構工事等については、補助の対象となりませんのでご注意ください。

(2) 特殊附帯工事費

特殊附帯工事（太陽光発電システム等の資源有効活用整備）に必要な工事請負費

(3) 実施設計費

施設の実施設計に必要な設計請負費

(4) 設計監理費

(1)の本体工事費の 2.6%までが補助対象経費となります(工事施工のため直接必要な事務に要する費用を含み、設計監督料等をいう。)。

(5)　解体撤去工事費

(6)　仮設施設整備工事費

2 独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付資金について（※2026 年度基準）

1　借入金の概要

貸付上限金額	（福祉医療機構が定める所要額－補助金）×90%（融資率）
利　　率	金銭消費貸借契約締結時の利率が適用されます（償還期間が 10 年を超える場合には完全固定金利制度か、10 年経過後金利見直し制度の選択が可能ですが、本市から利子補助を受ける場合には、必ず完全固定金利制度を選択してください。）。
償 還 期 間	20～30 年以内（耐火構造で貸付金額が 2,000 万円以上の場合）
据 置 期 間	元金の償還については、償還期間が 5 年超の場合、２年～３年以内の据置期間を設けることができます。
償 還 方 法	原則として元金均等毎月償還（利息についても毎月（年 12 回の後払い））
担　　保	次に該当する物件については、原則として担保提供が必要となります。 １　融資の対象となる施設及び事業の運営に利用する敷地 （原則、抵当権は第 1 順位） ２　上記 1 の敷地上に建築する（存在している）全ての建物 ３　上記 1 の敷地上に設定する（設定している）地上権 ※　貸付金をもって建築又は取得する物件と、それ以外の担保物権の合計担保評価格に 70%を乗じた額が借入申込額以上であることが必要です。 ※　賃借による施設開設資金等に対する無担保貸付制度が平成 26 年度から新設されました。
保　証　人	次のいずれかを選択する必要があります。 １　法人代表者等、個人の連帯保証人を立てる。 ２　保証人不要制度（※）を利用する。 ※　貸付利率に一定の利率（2026 年度は、0.05%）を上乗せすることで、連帯保証人を不要とする制度

2　注意事項

借入申込に際しては、本市の事前審査が必要となりますが、本市が借入計画に問題がないと判断し、意見書の交付を行った場合であっても、同機構が資金計画、法人運営等について適当でないと判断し、融資を受けることができないことにより、整備を行うことができない場合には、設置者と選定された場合であっても、施設の認可を行うことができません。

福祉貸付資金の詳細については、独立行政法人福祉医療機構までお問い合わせください。

<<問い合わせ先>>
〒105-8486
東京都港区虎ノ門４－３－13　ヒューリック神谷町ビル９階
独立行政法人福祉医療機構　福祉医療貸付部　福祉審査課　融資相談係
TEL（03）3438-9298　FAX（03）3438-0583

<<ホームページアドレス>>
https://www.wam.go.jp/hp/

③ 資金計画例

【定員60人を改築する場合の計画例】

1　施設整備費

・本体工事費（※補助対象となる建築工事、電気設備工事、機械設備工事）	330,000,000 円	①
・特殊附帯工事費（例：太陽光発電システム設置工事）	12,000,000 円	②
・開設準備に係る経費等	0 円	③
・実施設計費	8,800,000 円	④
・工事監理費等	2,200,000 円	⑤
・解体撤去工事費	15,000,000 円	⑥
・仮設施設整備工事費	0 円	⑦
・その他工事（※補助対象外となる工事）	18,000,000 円	⑧
・備品等購入費（※補助対象外）	2,000,000 円	⑨
合計（施設整備費）	388,000,000 円	⑩

2　収入

寄付金	10,000,000 円	
その他収入	円	
合計(収入)	10,000,000 円	⑪

★計画の補助金算出方法
就学前教育・保育施設整備交付金
～交付基礎額の算出～

・本体工事費	111,000,000 円×	1 施設＝	111,000,000 円	A	
特殊附帯工事費			10,910,000 円	B	
・設計料加算	121,910,000 円×	5% ＝	6,095,000 円	C	

《（本体工事交付基準額＋特殊附帯工事交付基準額）×5% 》※千円未満切捨て

・開設準備費加算	0 円×	0 人 ＝	0 円	D
・解体撤去工事費			3,043,000 円	E
・仮設施設整備工事費			0 円	F

交付基礎額＝Ａ＋Ｂ＋Ｃ＋Ｄ＋Ｅ＋Ｆ　131,048,000 円　ア

～補助対象経費の実支出額の算出～

・本体工事費＝①	330,000,000 円	G
・特殊附帯工事費＝②	12,000,000 円	H
・開設準備に係る経費等＝③	0 円	I
・実施設計費＝④	8,800,000 円	J
・工事監理費等	2,200,000 円	K

《 ⑤と「（①+②）×2.6%」を比較して低い方の額）》

・解体撤去工事費＝⑥	15,000,000 円	L
・仮設施設整備工事費＝⑦	0 円	M

補助対象経費の実支出額＝Ｇ＋Ｈ＋Ｉ＋Ｊ＋Ｋ＋Ｌ＋Ｍ　368,000,000 円　イ

～施設整備費から寄付金その他の収入を控除した額の算出～

・施設整備費＝⑩	388,000,000 円
・寄付金その他の収入の合計額＝⑪	10,000,000 円
⑩－⑪	378,000,000 円　ウ

～イとウの少ない方の額×２／３～　※

368,000,000　円　×２／３　245,333,000 円　エ

交付基礎額

アとエの少ない方の額　131,048,000 円　（あ）

札幌市負担額

131,048,000　円　×１／２　※　65,524,000 円　（い）

《 （あ）×1/8 》

補助金額　（あ）＋（い）

196,572,000　円　（う）

★独立行政法人福祉医療機構からの福祉貸付金の限度額算出方法例（※建築資金）

～実際事業費の算出～

・建築工事費＝①＋⑧　348,000,000 円　Ⅰ

※建築工事については、「その他工事費」のように、補助対象とはならないが借入対象となる場合があるので注意が必要

・設計監理費＝④＋⑤　11,000,000 円　Ⅱ

・特殊工事費＝⑥＋⑦　15,000,000 円　Ⅲ

・設備備品整備費＝⑨　2,000,000 円　Ⅳ

※備品関係については、借入対象とはなるが、補助対象とはならない場合があるので注意が必要

実際事業費＝Ⅰ＋Ⅱ＋Ⅲ＋Ⅳ　376,000,000 円　え

～借入金上限の算出～

（実際事業費（え）－国及び市の補助額（う））×融資率90%

（ 376,000,000 円－ 196,572,000 円） × 0.9 ＝ 161,485,200 円

借入申込金額は10万円単位となっております。⟶ 161,400,000 円 （借入上限）

★(例)50,000,000円を福祉医療機構から借り入れた場合の資金計画

施設整備所要額		388,000,000 円
内訳	補助金（国・市）	196,572,000 円
	福祉医療機構借入金	50,000,000 円
	寄付金又は自己資金	141,428,000 円